慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件(一)
Sub Title	The lése-majesté cases after the enforcement of criminal act of 1882 (1)
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1971
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.44, No.7 (1971. 7) ,p.72- 90
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19710715-0072

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件（一）

手塚　豊

一　はしがき
二　各不敬罪事件
○森田馬太郎事件　○坂崎斌事件　○大庭成章事件　以上本号

一　はしがき

本稿は、明治十五年刑法施行直後、すなわち十五、十六両年度に発生した不敬罪事件を個別的に紹介することを目的とする。

明治十五年刑法の第二編第一章「皇室ニ対スル罪」の規定は、次の通りである。

第一一六条　天皇三后皇太子ニ対シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ処ス

第一一七条　天皇三后皇太子ニ対シ不敬ノ所為アル者ハ三月以上五年以下ノ重禁錮ニ処シ二十円以上二百円以下ノ罰金ヲ附加ス

皇陵ニ対シ不敬ノ所為アル者亦同シ

第一一八条　皇族ニ対シ危害ヲ加ヘタル者ハ死刑ニ処シ其危害ヲ加ヘントシタル者ハ無期徒刑ニ処ス

第一一九条　皇族ニ対シ不敬ノ所為アル者ハ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ処シ十円以上百円以下ノ罰金ヲ附加ス

第一二〇条　此章ニ記載シタル罪ヲ犯シ軽罪ノ刑ニ処スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ附ス

この章に規定されている罪の中、重罪に該当するものすなわち第一一六条第一一八条違反の事件は、高等法院がそれを所管し[2]、軽罪に該当するものすなわち第一一七条第一一九条違反の事件は[3]、他の軽罪事件と同様に、軽罪裁判所の所管であつた[4]。

明治十五年刑法施行以前に施行されていた新律綱領、改定律例の二法典は、不敬罪については、内乱、外患の罪と共にその規定を欠いている。その理由は、立法当時、そうした犯罪は起りえないと判断されたためと伝えられている[5]。しかし、罪刑法定主義が確立していなかつた当時のこととて、それら両法典に規定のない事項がすべて無罪であつたわけではなく、不敬罪に該当する事件は、内乱、外

患事件と共に「国事犯」の名称で一括され、適宜処罰されていた。[6][7]

ただ一つの例外は、讒謗律（明治八年六月二十八日・太政官布告第一一〇号）の場合で、それには明治十五年刑法の不敬罪の一部が、すでに早く成文化されていた。次の通りである。

第一条　凡ソ事実ノ有無ヲ論セス人ノ栄誉ヲ害スヘキノ行事ヲ摘発公布スル者之ヲ讒毀トス人ノ行事ヲ挙ルニ非スシテ悪名ヲ以テ人ニ加ヘ公布スル者ヲ誹謗トス著作文書若クハ画図肖像ヲ用ヒ展覧シ若クハ発売シ若クハ貼示シテ人ヲ讒毀シ若クハ誹謗スル者ハ下ノ条別ニ従テ罪ヲ科ス

第二条　第一条ノ所為ヲ以テ乗輿ヲ犯スニ渉ル者ハ禁獄三月以上三年以下罰金五十円以上千円以下（二罰併セ科シ或ハ偏ヘニ一罰ヲ科ス以下之ニ倣ヘ）

第三条　皇族ヲ犯スニ渉ル者禁獄十五日以上二年半以下罰金十五円以上七百円以下

これらの規定は、明治十五年刑法第一一七条第一一九条の一部に該当する。[8]

要するに、明治十五年以前においては、讒謗律の場合をのぞき、不敬罪に関する成文規定はなく、明治十五年刑法の施行によりはじめて不敬罪に関する一般的成文規定が具備されたのである。これは明治法制史上、劃期的出来事の一つとみていい。

然らば、この明治十五年刑法の施行により、不敬罪事件の発生状況、処罰状況にどんな変化がみられたであろうか。私は、将来、この問題を究明する論考の発表を予定している。しかし、この問題を考察するには、まず、明治十五年刑法の施行を境とし、その前と後で、どんな不敬罪事件が発生し、それが法律的にどのように処理されたかを知ることが不可欠の前提である。[9] 本稿は、明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件を個別的に紹介する所以である。[10] 明治十五年以前のそれについては、次の機会にゆずりたい。

(1) 死刑、無期有期の徒刑と流刑、重軽の懲役、重軽の禁獄を法定刑としている罪は重罪である（刑法第七条）。

(2) 治罪法第八三条　高等法院ニ於テハ刑法第二編第一章第二章ニ記載シタル重罪ヲ裁判ス

なお、高等法院については、拙稿「自由党福島事件と高等法院」・本誌第三二巻一一号・八頁以下参照。

(3) 重軽の禁錮、罰金を法定刑とする罪は軽罪である（刑法第八条）。

(4) 本稿・大庭成章事件の註（4）・本誌八九頁参照。

(5) 穂積陳重「法窓夜話」・大正五年・二二六頁以下参照。

(6) 外患罪に該当する国事犯事件は、実際には発生していない。

(7) 国事犯事件の管轄裁判所については、拙稿「秋田事件裁判考」・本誌第三五巻一号・一九頁以下参照。

(8) 讒謗律は、元来「著作文書」「画図肖像」による名誉毀損を対象にした法律である筈であったが、明治十四年には演説による事件にもそれを適用した。詳しくは、拙稿「讒謗律を巡ぐる二つの大審院判例――明治法制史料拾遺（4）――」・本誌第四二巻一一号・七四頁以下参照。

(9) 明治十五年前後の頃の共和思想を仄示する資料を集録され「日本における共和主義の伝統」（思想・昭和三十三年八月号・一頁以下）を書かれた家永三郎教授は、その中で「この前後に頻発する不敬事件が注目されるが、詳細を明らかにしえないので、今は考察の外に置く」と述べておられる（前掲論文・一一頁）。そして神戸の稲倉儀三郎事件（本稿で後述する）のみを簡単に紹介しておられる（前掲論文・一一頁）。

(10) 明治十五、十六年度に発生した事件に限定する理由は、両年度の不敬罪事件は、件数がかなり多く、それだけで、明治十五年刑法下における不敬罪事件の特質は、十分把握できるものと判断されるからである。なお、各事件の裁判関係文書例えば判決書、公判始末書の類は、判明している限り、その全貌を覆刻、紹介する予定である。また、山本栄吉事件については、すでに発表したことがあるので（拙稿「明治十六年・津中学卒業生の不敬罪事件の裁判記録」・本誌第四三巻四号・六一頁以下参照）、本稿ではそれを省略した。

二　各不敬罪事件

○　森田馬太郎事件

明治十五年一月五日、高知における自由民権運動の壮士森田馬太郎が立志社内で行った演説で不敬罪に問われた事件である。明治十五年刑法施行後、不敬罪適用の第一号である。

森田は、万延元年二月九日、土佐長岡郡仁井田浜に生れた。(1) 明治十年前後の頃、高知に自由民権の政社が続出するや、彼は修立社（明治十年十一月創立、社主森脇直樹）(2) に属し、とくに、社内に起臥し年少社員に漢文、飜訳書の句読を授けた。その教材には文章軌範、靖献遺言、伝習録、社会平衡論、宝氏経済論、国法汎論などが用いられたといわれる。(3)

他方、彼は演説会の弁士としても、はなばなしい活躍をしている。例えば、毎週土曜日の夜、立志社講堂で行われた演説会には、嶽洋社の上岡芳記、安芸喜代香、有信社の小笠原鹿太郎、発陽社の宮地茂春、青木茂樹ら当時における自由民権運動の有力メンバーに伍して、修立社より唯一人、森田は参加している。(4) 彼は修立社のもつとも活動的な社員の一人であつたとみていい。不敬罪事件をおこした演説会直前の時期に限つてみても、十四年九月二十二日には朝倉町で演題「強弱の弁」、(5) 十月十五日には尾川村で演題「油断大敵」、(6) 同月十八日には越知村で演題「汝に出づるものは汝に返る者ぞ」、(7) 十二月二十一日には立志社で演題「諸君が新年を迎ふるの感如何」、同月三十日には高知の稲荷新地で演題「明治十四年に於て最も人心を感動せしものの比較」(8) で、それぞれ演説したようである。この高知における演説は、後ちに不敬罪に問われた演説とほとんど同じ演題である。演題は似ていてもその内容に相違があつたのか、それとも同じ内容でも、そのときは臨検警察官が不問に付したのか、その辺の事情はわからない。(9)

不敬罪に問われた森田の演説は、前にも一言したごとく、十五年一月五日夜、立志社で行われたもので、演題は「明治十四年中最モ人心ヲ感動スル者」であつた。当夜の模様を、一月七日・高知新聞は次のように報じている。

一昨五日夜、立志社の演説会の景況を聞くに、該夜は本年の初舞台なれば、首尾よくやつ付けんとて出席弁士も余程注意せる所ありしに、又もや森田馬太郎氏が激烈なる演説が集会条例に抵触する廉ありとて、(10) 中止解散を命ぜられしかば、遺憾ながらも聴衆は退散をなさしめしとぞ……又右の森田馬太郎氏は、昨日、其筋へ拘引せられましたが、彼の演説の事でありましよう。誠に。

つづいて同月十一日・同新聞は、

森田馬太郎氏は一昨九日、高知軽罪裁判所に於て保管を許され[11]、猶審問中は演説を差留るとの事なる由。

さらに同月十五日・同新聞は、

森田馬太郎氏は自今本県下に於て、一年間政談演説禁止の旨申し渡されました[12]。これで済めばよいが、どうもあとが可恐〳〵。

と報じている。この報道が「あとが可恐」と述べているごとく、当時、不敬罪容疑の裁判手続は着々進行中であつた。森田がその演説で、明治十四年中の明治天皇の東北御巡幸と、板垣退助の東北遊説とを比較し、後者の方がよりつよい感動を人心にあたえたと述べた点が、天皇に対する不敬の所為と判断されたのである（後掲第一審判決書参照）。一説によると、そうした演題で演説を行うことは、あらかじめ関係者の間で決定され、抽籤の結果、森田に割当てられたものであつたといわれている[13]。これが事実ならば、森田は寔に貧乏くじを引いたものといえよう。

一月十六日、高知始審裁判所で開かれた軽罪裁判所において判決の言渡が行われた[14]。裁判長は判事金沢政友、検察官は検事補村田穂である。裁判手続の進行速度から推察するに、事件は軽罪の現行犯として取扱われ、予審は省略されたものと思われる[15]（治罪法第二〇九条）。この判決について、一月十七日・高知新聞は次のように報じている[16]。

本月五日の夜、立志社演説会の節、明治十四年中最人心を感動せしめしものの比較と云ふ演題にて、乃ち我天皇陛下の東北御巡幸と板垣退助君の東北遊歴の事を叙述したるに付、一旦拘留せられ上、更に保管の身と為り居し森田馬太郎氏は、昨十六日、高知始審裁判所に於て、天皇ニ対シ不敬ノ所為アルモノトセラレ、刑法第百十七条ニ依リ重禁錮四年罰金百円を科せられ、猶ほ刑法第百二十条ニ依リ一年の監視を申付けられました。これが新刑法施行以来、言論を以て政府の罪人となりし魁なるべし。猶将来に於ても、言論を以て己れの任とするものは成るべく過激の言を慎さるを得ず。噫々。

森田はこの判決を不服として上告、身柄は弁護人北川貞彦からの請求で保釈を許された[17]。上告理由は、若干の手続上の問題と、演説の内容は、天皇の御巡幸と板垣の遊歴とを比較したものではないこと、また刑法第一一七条にいう不敬の「所為」は行為を意味し、言語はそれにふくまれないという趣旨であつた（後掲大審院判決書参照）。

同年八月二十四日、大審院は、上告趣旨はすべて理由なきものとして棄却判決を言渡した[18]。森田は高知監獄に服役した筈で、刑期から計算すると、十九年八月に出獄したと推察される。高知の郷土史家福島成行氏は「森田馬太郎が刑期を終へたる頃は……国会開設の期将に迫らんとする日にありたれども、獄中病疾に罹り青天白日の身となるもの僅かに数月、憲政政治の済美を見ること能はずして逝きたり[19]」と述べておられるが、正確な逝去の年月日は明らかでない[20]。

(1) 高知市民図書館勤務吉村淑甫氏所蔵の高知農人町関係壬申戸籍の写本の森田の項による。私は高知市役所市民課長守谷正晴氏を介して、右写本のコピーを入手した。ここに両氏の学恩を謝す。

(2) 島崎猪十馬「明治時代高知旧各社事跡」・土佐史談第三六号（昭和

六年）・五一頁以下。修立社員名簿に、森田の名がみえている。

(3)(4) 福島成行「吉本襄と森田馬太郎」・明治文化第五巻七号（昭和四年）・四八頁。

(5) 明治十四年九月二十二日・高知新聞。

(6) 明治十四年十月十五日・高知新聞。

(7) 明治十四年十二月二十一日・土陽新聞。この土陽新聞は、高知新聞社があらかじめ高知新聞の発行停止に備え、同月十四日から創刊した身替り新聞である。詳しくは、新藤東洋男「土佐立志社における新聞、雑誌の刊行活動――弾圧に抗しての言論自由のたたかい――」・日本近代史研究第七号・二一頁以下参照。

(8) 明治十四年十二月二十八日・高知新聞。

(9) この演説を報じた前掲十二月二十八日・高知新聞の記事は「来る三十日正午十二時より云々」という予告であるから、たしかにその演説が行われた確証はない。なんらかの理由で、同日の森田の演説は取り止めになったのかも知れない。

(10) 警察官による解散措置は、次の規定による。

集会条例（明治十三年四月五日・太政官布告第一二号）第六条　派出ノ警察官ハ認可ノ証ヲ開示セサルトキ講談論議ノ届書ニ掲ケサル事項ニ亘ルトキ又ハ人ヲ罪戾ニ教唆誘導スルノ意ヲ含ミ又ハ公衆ノ安寧ニ妨害アリト認ムルトキ及ヒ集会ニ臨ムヲ得サル者ニ退去ヲ命シテ之ニ従ハサルトキハ全会ヲ解散セシムヘシ

(11) ここにいう「保管」は、治罪法にいう「責付」の意味であろう。責付は、予審判事が「検事ノ意見ヲ聴キ被告人ヲ其親属又ハ故旧ニ」委託することであるが（治罪法第二一九条）、予審が省略される場合は、その公判を担当する判事にもそれを許すことが、司法省内訓でみとめられていた（明治十五年一月十九日・若松始審裁判所判事請訓同年二月二日・司法省内訓）（「治罪法訓令類纂」・明治十七年・七〇八頁）。しかし、予審が省略されたと推察される（この点は本文で後述する）森田事件に対するそれは、この司法省内訓以前のことであるから、担当判事が適宜の措置を採ったものと思われる。

(12) 政談演説に対する取締法規の嚆矢は次の明治十一年七月十二日・太政官達第二九号である。

近来地方ニ於テ国事政体ヲ談論スルノ目的ヲ以テ何某社ト称シ或ハ演説会ヲ開キ多衆聚合スル者有之様相聞右警察官ニ於テ視察ヲ加ヘ万一其挙動民心ヲ煽動シ国安ヲ妨害スルニ渉リ候者ト看認候節ハ東京府下ハ警視長官各地方ハ其長官ヨリ令禁止其事情ヲ内務卿ヘ可届出此旨相達候事

この達は、演説会の禁止のみならず、演説者に対しても無期あるいは有期の演説禁止を命ずる根拠となった。十二年十一月一日・有喜世新聞は「演説規則の始まってより演説を禁止された人名を聞くに、高知県にて水野竜、岡軌光の二氏、愛媛県にて間島馬次、佐伯清敏、西条欣吾、吉木幾久松の四氏、岡山県にて中村護氏、長崎県にて田尾貫吾、兵庫県にて法貴発、中村亀次郎の二氏であります」（宮武外骨「明治演説史」・三五頁より引用）と、その状況を述べている。東京では、十三年二月に荒川高俊が一年間の禁止をうけたのが最初である（宮武・前掲書・三六頁）。

その後、十三年十二月二十三日、太政官布告第五六号で集会条例第六条但書が追加され、演説会が解散を命ぜられた場合、地方長官（東京は警視長官）はその管内で、当該演説者に一年以内の演説禁止を命じうる規定が設けられた。高知県令の森田に対する一年間の演説禁止は、この規定によるものである。

(13) 福島・前掲論文・明治文化第五巻七号・四九頁。

(14) 明治三十二年七月、土陽新聞に連載された「土陽新聞小歴史」に

は、森田が「一夕の演説の為めに重禁錮四年罰金三百円を科せられたり」（「土陽新聞小歴史」を覆刻された鈴木安蔵「自由民権運動史」・昭和十七年・三一頁参照）とあり、この事件に言及しているが、それが不敬罪事件であつたことは明示していない。

(15) 治罪法第二〇九条　検事ハ軽罪ノ現行犯ニ係ル場合ニ於テ勾留状ヲ発シタルト否トニ拘ハラス被告人ヲ訊問シタル後予審ヲ求ムルニ及ハスト思料シタル時ハ直チニ軽罪裁判所ニ呼出スコトヲ得

(16) 明治十五年一月二十六日・郵便報知新聞、同月二十七日・朝野新聞なども、森田事件を報道し、とくに後者には判決文も掲載している。

(17) 明治十五年一月二十一日・高知新聞、同年一月三十一日・郵便報知新聞。上告した場合の保釈については、次の規定による。

治罪法第三六四条第二項　被告人禁錮ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル時ハ当然保釈責付ヲ取消シタル者トス但上訴中更ニ保釈ヲ求ムルコトヲ得

森田が保釈金をいくら支払つたかは明らかでない。

(18) 明治十五年八月二十八日・郵便報知新聞。大審院判決文は、同年八月二十七日・朝野新聞、同年八月三十一日・函右日報、同年九月三日・江南新誌、同年九月九日・郵便報知新聞などに掲載されている。因みに、福島成行氏は、森田は第一審判決に対し「直に控訴し更に上告したれども、何れも破毀せられて原裁判の通りに確定し云々」（前掲論文・明治文化第五巻七号・四九頁）といわれているが、当時の刑事裁判において、治罪法の控訴に関する規定は、施行前から停止されていたから（明治十四年十二月二十八日・太政官布告第七四号）、森田事件の場合も、第一審判決に対し直に上告が行われ、それが棄却されたのである。

(19) 福島・前掲論文・明治文化第五巻七号・四九頁。

(20) 現在の高知市役所には、森田に関する除籍の記録が保管されていない。それがため、その死亡年月日を確認しえない。

前註

(1) 第一審判決書は、高知地方検察庁保管の判決正本による。

(2) 大審院判決書は、「大審院刑事判決録・新刑法の部・明治十五年四月――十二月」・二六頁以下による。但し、同書に省略されている判事、書記の氏名など、若干の個所は、明治十五年八月二十七日・朝野新聞所載の判決書により補充した。

裁判言渡書

高知県土佐国土佐郡農人町二百四十一番地士族

森田　馬太郎

満二十二年

当裁判所詰検事補村田穂ヨリ其方カ天皇ニ対シ不敬ノ所為アルモノトシテ公訴シタル件遂審理処明治十五年一月十五日夜土佐郡種崎町立志社内ニ於テ昨年中最モ人心ヲ感動スルモノト題シ演説ヲナシタル節北海道ノ人民ハ天子ヲ迎ヘテヨリ陛下ニ対シ如何ノコトアリタル歟云々板垣氏ハ北海道ヨリ奥州ヘ遊歴シ云々陛下ノ御巡幸ト板垣氏ノ遊歴ト何レニ其功大ナルモノアル歟云々等ノ演説ヲナシタルニ相違ナシト雖モ検察官陳述ノ如ク天皇ト板垣退助ト其功蹟ヲ比較シ演ヘタルニアラス題号ニモ揚クル如ク明治十四年中ニ最モ人心ヲ感動セシメシモノヲ揚クレハ天皇カ奥羽御巡幸アリタル後黒田参議ヵ奏スヘキヲ奏セス議スヘキヲ議セス一已ノ擅断ヲ以テナシタル開拓使官有物払下ヲ取消サルヽト明治二十三年ヲ期シ国会ヲ開設セラルヽトハ最モ著シキモノニシテ而シテ板垣

退助カ奥州ヲ遊歴シタルモ道筋諸県ノ有志者ニ面接シ有志ノ士ハ満腔ノ思想ヲ吐キ充分ニ宿志ヲ語リタル等実ニ日本ノ人心ヲシテ進歩セシメタルコトニテ又其ヨリ先キ諸県ノ有志者自由党ノ頭ヲ撰挙スルニ皆板垣退助ヲ望ミ之ヲ頭トナシタルコトモ著シキ事柄ナルヲ以テ併セテ演ヘタルコトニシテ決シテ陛下ト退助ト比較セシニアラサル旨弁護スト雖モ高知県十等警部山本喜策カナシタル調書及ヒ当日出張監臨筆記スル三等巡査野口早穏外四名聞取書中北海道御巡幸ノ日数七十余日ナリ又板垣氏モ七十余日ヲ費セリ如此天子ノ御巡幸モ板垣氏ノ遊歴モ全ク七十余日ヲ費シテ該地方ノ人民ハ如何ノ感動ヲ与ヘアル乎云々又板垣氏ハ東京ニ帰リタル処諸県有志者集リテ其帰ルヲ待ツニ逢ヘリ其ヨリ先キ有志者ハ自由党ノ頭ヲ撰挙スルニナリタル処皆之レ板垣氏ヲ望ミテ自由党ノ頭ト為セリ夫レ斯ノ如シ必竟板垣氏ノ功大ナルニ因テナリ天子ハ還御ナリタルヲ皆々袋メタレトモ幾許ノ功顕ハレシカ予ハ之ヲ云フ能ハサルナリ云々トアルヲ以テ見レハ其方カ弁護スル如ク明治十四年中尤モ人心ヲ感動スル著シキモノヲ併セテ演ヘタルニアラスシテ天皇ハ板垣退助ノ遊歴ニ如カスト云フ思想ヲ公衆ニ対シ演説シタルモノニシテ乃チ天皇ニ対シ不敬ノ所為アルモノト判定ス因テ右科刑法第百十七条天皇三后皇太子ニ対シ不敬ノ所為アル者ハ三月以上五年以下ノ重禁錮ニ処シ二拾円以上二百円以下ノ罰金ヲ附加ストアルニ依リ重禁錮四年ニ処シ罰金百円ヲ併加シ仍ホ刑法第百二十条此章ニ記載シタル罪ヲ犯シ軽罪ノ刑ニ処スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ストアルニ照シ監視一年ヲ命スモノ也

明治十五年一月十六日

高知軽罪裁判所

判事　金沢　政安

書記　山本　忠雄

宣告書

高知県土佐国土佐郡農人町二百四十一番地士族

森田　馬太郎

明治十五年一月

二十二年

明治十五年一月十六日高知軽罪裁判所ニ於テ右森田馬太郎ニ対シ明治十五年一月五日ノ夜立志社内ニ於テ為シタル演説中刑法第百十七条ニ該ル罪ヲ犯シタルモノト認メ同条及ヒ同第百二十条ニ照シ重禁錮四年ニ処シ罰金百円ヲ附加シ仍ホ監視一年ヲ命スル旨宣告セシ処馬太郎ニ於テハ該裁判ニ対シ高知軽罪裁判所カ公判ノ際弁護準備ノ為メ必要ナル書類ヲ披閲センコトノ請求ヲ許サヽルハ裁判所ノ構成規則ニ背キタルモノナリ又演説ハ明治十四年中最モ人心ヲ感動スル者ト題シ其事実ヲ叙述シタルモノニシテ御巡幸ト板垣退助ノ遊歴トヲ比較セシモノニアラサレハ不敬ノ所為アルコトナシ仍ホ所為トハ行為ノ謂ニシテ言語トハ区別アルモノナレハ刑法第百十七条ノ罪ヲ犯セシコトナシトノ旨趣ヲ以テ上告ヲ為シタリ同裁判所検事補村田穂ニ於テハ馬太郎カ上告ノ旨趣ハ其裁判

所構成規則ニ背キタリトノ点ニ就テハ治罪法中軽罪ニアリテハ書類披閲ヲ許ス可キトノ明文アルニアラサレハ裁判所ニ於テ之ヲ許サヽルモ構成規則ニ背キタルモノト為スヲ得ス又刑法第百十七条ノ罪ヲ犯シタルコトナシトノ点ニ就テハ演説ヲ為ス当日臨検官吏カ手記スル処ノ聞取書等ニ依レハ不敬ノ所為アル判然タルモノナレハ原裁判相当ナリトノ旨趣ヲ以テ答弁ヲ為シタリ本院検事堀田正忠ニ於テハ原裁判所検事補村田穂カ答弁スル旨趣ノ如ク原裁判相当ニシテ不当ト観ルヘキ理由ナキニ依リ上告ハ棄却アランコトヲ希望スル旨ヲ陳述シタリ依テ判決スル左ノ如シ

上告人森田馬太郎カ上告ノ要旨ハ前ニ掲クル如ク高知軽罪裁判所ハ裁判所ノ構成規則ニ背キタルモノナリトノ旨趣ナレトモ軽罪裁判所ニ於テ軽罪ノ審判ヲ為ス際弁護準備ノ為メ書類ノ披閲ヲ請求スル場合裁判所ニ於テ必ス之ヲ許ス可シトノ法文治罪法中明記ノアルニアラサレハ裁判所ニ於テ之ヲ許サヽル不法ト為スヲ得ス況ンヤ裁判所ノ構成規則ニ背キタルモノトハ本案ノ如キ事項ニ準拠ス可キモノニアラサルニ於テオヤ又刑法第百十七条ノ罪ヲ犯セシコトナシト云ニアレトモ演説ノ当日監臨官吏ノ手記セル聞取書等ニ依レハ御巡幸ト板垣退助ノ遊歴トヲ比較シ公衆ニ対シ演説ヲ為シタルモノニシテ不敬ノ所為アルモノトス又所為ハ行為ニシテ言語ト区別アリト雖トモ言語ヲ以テ為ス所アル場合ニ於テハ即チ所為ト謂ハサルヲ得ス

右ノ理由ナルヲ以テ明治十五年一月十六日高知軽罪裁判所ニ於テ森田馬太郎ニ対シ宣告シタル裁判ハ破毀スヘキ理由ナキニ因リ治罪法第四百二十七条ニ照シ上告ヲ棄却スルモノ也

大審院検事堀田正忠立会宣告ス

裁判長　判事　岡内重俊
専任　判事　山吉盛典
判事　兵頭正懿
判事　土師経典
判事　木舟義路
書記　津田重熙

明治十五年八月廿四日

○ 坂崎斌事件

明治十五年一月二十二日、高知の広栄座で行つた坂崎斌の講談が不敬罪に問われた事件である。坂崎は紫瀾と号し、明治大正の頃、土佐出身の文人として宮崎夢柳と共に双璧と称せられた人である。(1) 坂崎は、嘉永六年十一月、土佐の藩医坂崎耕芸の子に生まれ、藩校致道館に学び、維新の際には函館の戦争に参加、明治六年に上京、ニコライ塾に学んだ。八年、司法省十五等出仕として官界に入り、翌年十四等出仕へ進み松本裁判所に赴任した。その頃から政治運動に志し、間もなく官を辞して松本新聞社に入り、同地方における自由民権運動の一源流となつた。(2) 十三年に故郷に帰つて高知新聞社へ入り、翌年八月、板垣退助に随行して東北各地を遊説、帰郷後、政談演説でも活躍していたが、同年十二月十日、中島村で行つた演説が、当局の忌諱にふれた。同年十二月十四日、土陽新聞は次のよう

に報じている。

東北派出員坂崎斌は、先日帰国志まして稲荷新地の演説会にも一寸顔出し致しましたが、去る十一日、高知警察本署へ即刻召喚になり、昨夜長岡郡中島村に於て演説の儀に付、県庁より何分の達あるまで演説禁止申付けられたは、チト大人気なき次第。

坂崎が中島村でどんな演題で演説したのか、またその内容のいかなる個所が問題になつたのか、それを示す資料はない。さらに、その演説会が臨検警察官によつて集会条例にもとづく解散命令をうけのたかどうかもわからない。しかし、警察から一応演説の禁止を申渡され、次にきたるべき高知県令の相当期間にわたる演説禁止処分[4]を予期した坂崎は、それに先立ち早速、講談師の鑑札を申請した[5]。講談に托して政談をつづける企図であることは明らかであり、寔に巧妙な策略であつたといえよう。同月十五日・高知新聞は、それについて次のように述べている。

弊社の坂崎斌は、先頃政談演説を禁止されたので、其後は何かと喋舌ことの工風をなさんと目論見居しが、学術演説も余り真面目だからズンと脱離して、右禁止中は講釈師に化けんと、此程遊芸稼人の鑑札を願出ました。就いては鑑札下り次第、取りあへず二三名の弟子を引連れお目通を致しますから、皆さん御贔負を願舛。

この日、高知県令から一年間県下における演説禁止命令が正式にだされた。坂崎は、翌十六日から数日間、次のような広告を土陽新聞に掲載している。

言論自由剝奪ノ広告　坂崎　斌

嗚呼悲哉斌儀昨十五日其筋ヨリ自今一ヶ年間本県下に於テ政談演説禁止セシメラル因テ此ニ五十余万公衆諸君ニ号哭ス

明治十四年十二月十六日　即斌二十八年二ヶ月ナリ

かくして講談師の鑑札をえた坂崎は[6]、馬鹿林鈍翁と名のつて一座を編成[7]、同月二十一日[8]から、高知広栄座で旗あげ興行を行つたが、翌日、坂崎の演じた講談「羅馬英雄ブラタス小伝」の一節が不敬罪に問われ、且つ講談に托して政談を行つたことは集会条例に違反するとして、彼は現場で警察官に逮捕された。同夜の状況は、同月二十四日・高知新聞に詳しく報道された。次の通りである。

一昨二十二日の夜、玉水新地広栄座にて、弊社の坂崎斌（芸名馬鹿林鈍翁）が不慮にも拘引せられし其顚末を記さんに、同夜午後七時三十分頃より開席し、先づ鈍突が一席喋舌り、次に鈍翁が民権百家伝の内羅馬英雄ブラタスの小伝を講し了り、次に鈍子が席に就くや否、何所よりか現はれけんバラ〳〵と数多の警吏、鈍子が席に突起つて坂崎を此に出せと云はるゝゆへ、斯くと通じければ同人は声に応じて帷幕の内より罷り出しに、警官は当夜の講釈を禁止し、聴人を退散せし上へ、其方は拘引申付ると言渡されたり。依て同人は如何なる事由にて禁止せらるゝかと問ひしに、イヤ其方の弁解は本署に到りし上へ、致すべしとて、其儘拘引になりしかは、場内の雑沓一方ならず、宛がら潮の沸か如く、数百人が警察本署の内外へ推しかけ詰め寄せ、殆んど二三丁間は人の

山を築き、中〳〵物凄き有様なり。此の景況を見てスハと云ひさま、警部巡査数十名手に手に得物を携へ、退散せよ〳〵と大音声に呼はりつゝ門外遙か駆け出しければ、ヅウーと一同蜘蛛の子を散せし如く尻に帆かけて逃げ出すもあり、又石に躓づいて仆るゝもありて近来稀れなる賑かな騒動、又た昨日社員一名出頭して保管を願ひしかども、お宥しがないのでスゴ〳〵帰りました。……又た右の坂崎を拘引せんと数多の警吏か意気巻荒く蹈込み最早去んとする際、木戸口に扣し興行元の某（大鹿と呼ぶ）は遽しく警吏を押へ、何用あつてか知れねとも、興行元なる私に一言の答へもなく、理不尽にも数多の人を退散せしは、如何なる御主意か承はらんと、切歯をなしつゝ詰め寄りしに、警吏例の弁励は致さぬとの一言にてギュとやつ付けられ、その上へ、同人は坂崎と一所に拘留になりましたは、実に。(9)

坂崎は現行犯として逮捕されたこととて、おそらく予審は省略され検察官より直に軽罪裁判所に対し公訴の手続が採られたものと思われる(10)（治罪法第二〇九条）。しかし、坂崎の身柄は、一月二十四日、矢野源一の申請で「保管」すなわち責付が許された。(11)(12)

公判は、二月七日、高知軽罪裁判所で開かれた。裁判長は判事金沢政安、検察官は検事補水野栄光である。この日の状況を、翌八日・高知新聞は、次のごとく伝えている。

昨七日は、坂崎斌が彼の講釈一件に付き高知軽罪裁判所の公判係へ喚び出されし当日にて、兼て保管人矢野源一から広告も致し置きたる都合ゆへ、斌が知友は固より其他各社の壮士諸士等皆此裁判の落着如何にや如何にやと、未だ午前十時にもならざる中、我れ先きに裁判所へ詰め掛けたり。中には早傍聴人満員のよしにて、其願ひを許可せられず、空しく立帰りし人々もありし由なれど、検坐の喚び込みに随つて公庭に入ることを得たりしは殆んと一百名、時に午前十一時、此日や一天雲なく、日光甚だ明らかなれども、傍聴席の人々は何となく愁ひを含み、互に其顔を見合せつゝ涙を拭ぐはぬまでの有様に覚へしは、実に人情の然らしむるところならん乎。而して公庭には金沢判事正面の卓に倚られ、右に川村書記左りに水野検事補又其左りには此一件に付き相当官吏の見証人なる藤川警部が着席され、後の方には官吏にして傍聴をなす者、椅頭に羅列したり。暫くして斌が検坐に導かれ来つて柵欄の前に正立するや否や、判事は姓名住所年齢等の尋問を始められ、その了る頃、検事補起立して被告人は前夜、玉水新地広栄芝居の講釈中、我が天皇陛下に対し奉り不敬の所為あり云々の事を陳述するに及び、判事は斌に向ひて猶其調書ありと書記をして之を読み聞かさしむ。是より斌は着々其犯罪の廉なき趣を弁明なし、続ひて検事補並びに見証人と論弁数回、判事は原被告の陳述最早尽きたりを料り、遂にそれが判決を下されたり。其判文は必らず後号に掲載すべけれども、先づ大意を掲ぐれば、斌に係り検事補が求刑したる天皇に対して不敬の所為ありとする件と集会条例違反の件と二箇条の中、条例違反一条は無罪なるも不敬一条は果して其所為ありと認定され、重禁錮三ヶ月罰金二十円監視六ヶ月に処せらる。右申渡の了りしは恰も午后一時なりき。然るに斌

は此裁判を承服する能はざるを以て、早速上告届を出したるの後、保釈を願ひ保証金三十円を納めて矢野源一が再び引渡しを受け連れ帰へれり。本日は斯く傍聴の多数なる故か、公庭の中へ検坐両名の外、三名の巡査が出張警衛せらるゝ等、頗る平常の景況に異なりし。猶斌が陳述の委細を知らんと欲する人々は、乞ふ後号判文の出るを待たれよ。

そして翌九日の同新聞は、判決の全文を掲載した。(13)

裁判において不敬罪に該当するとされたのは「天子ハ人民ヨリ税ヲ絞リテ独リ安坐ス税ヲ取リテ上坐ニ位ヒスルハ天子ト私シノ二人ナリ」と述べたといわれる点である。坂崎は、「絞リ」とはいわず、土佐の方言で「チハリ」すなわち「互ニ」と述べたのが誤つて伝えられたのであり、また「銭ヲ取リテ高キ所ニ居リマスハ各国ノ帝王ニ似テ居ル」と洒落を述べたまでのことで、「天子」といつたのは天皇を指すのではなく、一般的な「帝王」の意味であり、天皇を侮辱する意思は全くなかつた旨、弁解したが裁判所はそれを容認しなかつたのである。また、集会条例の件が無罪となつたのは、講談に托して政談を行つたとみとめがたいとされたからであつた（後掲第一審判決書参照）。

坂崎事件の裁判長金沢判事は、前掲森田事件の裁判長でもあつた。同じ裁判長で、森田事件の量刑の重禁錮四年罰金百円監視一年と、坂崎のそれの重禁錮三月罰金二十円監視六月とを比較すると、後者は著しく軽い。もちろん量刑は犯罪事実に対する判事の軽重の判断の問題ではあるが、裁判所に勤務した経験をもつ坂崎のことと

て、判事の心証をよくする法廷技術を身につけていたとも考えられるし、また判事の側においても、そうした経歴に対するなにほどかの配慮があつたのかも知れない。

前掲高知新聞の記事にあるごとく、坂崎は即日、上告したが、(14)その理由として掲げたのは、事実認定に対する異議であつた（後掲大審院判決書参照）。しかし、事実の存否は、治罪法において上告理由にはならないから（第四一〇条）、(15)坂崎の敗訴ははじめから明らかである。翌十六年三月十六日、大審院は上告を棄却した。上告以後一年有余、当時としては異例と思われる長期間を費した理由はわからない。

上告後の保釈中の十六年一月、坂崎は、坂本竜馬を主題とした実録談「汗血千里駒」を土陽新聞に連載、紫瀾漁長の名は、一躍して文壇の雄になつたという。彼は十六年六月に出獄した筈であるが、翌十七年故郷を離れ、自由新聞、浪華新聞、今日新聞などの主筆を歴任、二十年十二月、保安条例によつて退去命令をうけるや、(16)山形の出羽新聞に招かれ、後ちには大同新聞、国会新聞、土陽新聞、東京新聞、法律新聞の各社を転々とし、晩年は維新史料編纂所の嘱託になり、大正二年二月十七日、逝去した。享年六十歳。その代表的著作に、「勝伯事跡開城始末」（明治二十三年）、「林有造旧夢談」（明治二十四年）、「坂本竜馬」（明治三十二年）、「鯨海酔候」（明治三十五年）、「維新土佐勤王史」（大正元年）などがあり、また大町桂月「伯爵後藤象二郎伝」（大正三年）は、坂崎の稿本を書き改めたものといわれる。

（1）坂崎の伝記としては、野崎左文「坂崎紫瀾翁の伝」・明治文化研究

（新旧時代）第三年（昭和二年）第九冊・二〇頁以下が、もつとも詳しい。本稿における彼の経歴は、とくに註記したものを除き、これによる。

(2) 山田貞光「松本地方における自由民権運動の一源流――松本時代の坂崎紫瀾の言論活動――」・信濃第一八巻（昭和四十一年）一一号・一二頁以下参照。

(3)(4) 本稿・森田事件の註10および12・本誌七六頁参照。

(5) 遊芸稼人は、地方税の雑種税を課せられる営業であつたから（地方税規則・明治十三年四月八日太政官布告第一六号、営業税雑種税ノ種類及制限・同年同日太政官布告第一七号）、すべて「寄席等ニ出席スル芸人ハ総テ鑑札ヲ受クヘキモノ」であつた（警保局編「警務要書」・明治十八年・三五九頁）。高知県でも、この鑑札に関する法令があつたと思われるが、いまそれを確めえない。

(6) この坂崎の奇策は、自由民権運動家の間に大きな反響を呼んだ。福島の岡野知荘が奇妙法王と称して開化噺の芸人の鑑札を申請したのを始めとし（岡野の不敬罪事件については後述する）、竜野周一郎が先憂亭後楽、渡辺作成が虚無庵天福と称して開化噺の巡業を行つた。奥宮健之は先醒堂覚明、奥宮健吉は森林黒猿と名のつて講談をはじめた。とくに大阪では十八年頃から盛になり、川上音次郎（自由童子）、淵菊太郎（東洋天狗）、阪部幸吉（民権小僧）、三木健三（南海自由童子）等、数十名が芸人の鑑札をうけたといわれる（伊藤痴遊「政治講談の創始」「芸人鑑札受の魂胆」・「伊藤痴遊全集」第一五巻・昭和五年・四五一頁以下、高梨光司「大阪の民権運動・補遺」・上方第二六号・昭和八年・二〇頁以下、柳田泉「政治講談事始」・「随筆明治文学」・昭和十一年・四八頁以下等参照）。

(7) 一座に加わつた者は、鈍突（岩神正矣）、鈍子（西森拙三?）、鈍々（和田稲積）、鈍柳（宮崎夢柳?）、鈍沢（波越四郎）であつたという（柳田・前掲書・四九頁）。

(8) 柳田・前掲明治文学・五〇頁。植木枝盛は、この二十一日の日記に「上芝居にて催す東洋一派民権講釈を聴かんとして之に赴く。右の流派と得月楼に登て酒を飲む」（植木枝盛日記・高知新聞社版・昭和三十年・二〇七頁）と記している。坂崎と親交のあつた植木は、初興業の成功を喜び共に祝杯をあげたのである。

(9) 植木は二十二日の日記に「夜民権講釈の席に往く。坂崎獄講釈の為めに警察本署に勾引せられ、且拘留せらる」（前掲植木日記・二〇七頁）と記している。なお、坂崎と共に逮捕された興業主尾崎儀右衛門は、官吏侮辱罪（刑法第一四一条）に問われ、同年一月三十一日、高知軽罪裁判所で重禁錮一ヵ月、罰金五円を言渡された（明治十五年二月三日・高知新聞、同年二月二十日・東京日日新聞）。本文に引用した二月二十四日・高知新聞は、逮捕された興行元を「大鹿と呼ぶ」としているが、大鹿は尾崎の誤りか、それとも尾崎の通称か、その点明らかでない。

(10) 本稿・森田事件の註15・本誌七七頁参照。

(11) 明治十五年一月二十七日・朝野新聞。矢野源一は、高知の代言人であつたと思われる。

(12) この「保管」については、本稿・森田事件の註11・本誌七六頁参照。

(13) 明治十五年二月十七日・郵便報知新聞も、判決全文を掲載している。

(14) 高知県立図書館蔵「坂崎年譜」（自筆）には、十五年一月の項に「受政談演説禁止。更為講釈受乗輿不敬罪告訴。被処重禁錮三月監視。即控訴保釈」、十六年一月の項に「控訴破毀入獄就刑」とある。上級裁判所の覆審を求めるという意味で「控訴」と述べたのかも知れないが、正確にいえば「控訴」ではなく「上告」である。治罪法の控訴は、当時停止

中であった（本稿・森田事件の註18・本誌七七頁参照）。坂崎の不敬罪事件にふれた文献の中にも、彼が「控訴」して破毀されたとしているものはかなり多いが、（例えば野崎・前掲紫瀾翁の伝・明治文化研究第三年九冊・二一頁。柳田泉「坂崎紫瀾について」・「政治小説研究」上巻・昭和十年・三一三頁、滝石登鯉「紫瀾雑録」・土佐史談第一一五号・昭和四一年・八二頁等）、この誤りは、前掲年譜の影響かも知れない。とくに柳田泉博士は「紫瀾は大阪に控訴したが、取上られず、十六年三月下獄就行した」（前掲明治文学・五〇頁）と述べておられる。成程、控訴審があったとすれば、高知始審裁判所は大阪控訴裁判所の管下であるから、同所で審理された筈であるが、そうした事実はない。

(15) 治罪法第四一〇条　検察官及ヒ被告人ハ予審又ハ公判ノ言渡ニ対シ左ノ場合ニ上告ヲ為スコトヲ得

一　法律ニ背キ忌避ノ申立ヲ認可セサル時
二　裁判所ノ構成規則ニ背キタル時
三　法律ニ背キ管轄違又ハ管轄ナリトノ言渡若クハ管轄ニ非サル裁判所ニ事件ヲ移スノ言渡アリタル時
四　法律ニ於テ無効ノ記載アル規則ニ背キタル時又ハ無効ノ記載ナキ規則ニ背キタルニ因リ異議ノ申立アリタル場合ニ於テ之ヲ認可セサル時
五　法律ニ背キ公訴ヲ受理シ又ハ受理セサル時
六　法律ニ定メタル場合ニ於テ検察官ノ意見ヲ聴カサル時
七　裁判所ニ於テ請求ヲ受ケタル事件ニ付キ判決ヲ為サス又ハ職権ヲ以テ判決スルコトヲ得可キ場合ヲ除クノ外請求ヲ受ケサル事件ニ付キ判決ヲ為シタル時
八　裁判言渡ヲ公行セス又ハ傍聴ヲ禁スルノ言渡ナクシテ訊問及ヒ弁論ヲ公行セサル時
九　事実及ヒ法律ニ依リ言渡ノ理由ヲ付セス又ハ其理由ノ齟齬アル時
十　擬律ノ錯誤アル時
十一　越権ノ処分アル時

右の理由の中には、事実の存否はない。冨岡門前警察署編「治罪法令訓集・第四編――第六編」は、右に関する説明で「凡ソ証拠徴憑ハ裁判官ノ判定ニ任スルハ法律ノ明言スル処ナリ。又大審院ハ覆審ヲナス処ニ非ス。故ニ事実ニ就テ不服アルモ到底大審院カ管轄スル処ニ非サルハ疑フ可カラス」（二七八頁）と述べている。

(16) 坂崎は、明治二十年十二月二十六日の保安条例で東京から退去させられたが（「自由党史」下巻・岩波文庫本・三三三頁）、後ちに憲法発布の大赦で、この二年間の退去命令は解除された（明治二十二年二月十三日・東京日日新聞）。

前註

(1) 第一審判決書は、高知地方検察庁保管の判決正本による。

(2) 大審院判決書は、高知地方検察庁保管の判決謄本による。なお、この判決は「大審院刑事判決録・明治十六年一月――三月」・三七五頁以下にも収録されているが、判事名その他若干の省略がある。

裁判言渡書

高知県土佐国土佐郡大川筋士族遊芸稼人馬鹿林純翁事　阪崎斌（まま）

二十八年九ヶ月

当裁判所詰検事補水野栄光ヨリ其方カ天皇ニ対シ不敬ノ所為アリ

トシテ公訴セシ事件遂審理処其方ニ在テハ検察官陳述ノ如ク明治十五年一月廿二日夜玉水新地芝居小屋ニ於テ通俗民権百家伝講釈中天子ハ人民ヨリ税ヲ絞リテ独リ安坐ス税ヲ取リテ上坐ニ位ヒスルハ天子ト私シノ二人ナリト公衆ニ対シ講シタルニアラス其絞リト云フハチハリト申シタルコトニテチハリトハ土佐国ノ方言ニシテ互ニト云フコトナリ之ヲ絞リト筆記セシハ全ク当夜監臨セシ警察官ノ詰所ト講釈席ト懸隔セシヲ以テ該官ニ於テ聞キ誤リタルモノト思考ス其他明治十五年一月廿三日警察署ニ於テ答弁シタル如ク私シハ賤シキ講釈師テアリマスカ銭ヲ取リテ高キ所ニ居リマスハ各国ノ帝王ニ似テ居ルデアリマセンカト洒落ヲ申シタルコトナリ右ハ枕言葉ト申シテ講釈師話師家等ニ在テハ皆先ツ如此洒落ヲ述フルノ旧慣ナレハ決シテ其精神アリテ述フルモノニアラス且ツ天子ノ語タル甚タ汎キモノニテ只天子ト申タ迚我天皇陛下ニ対シタルモノト看認ルヲ得サルモノナリ故ニ右洒落モ我天皇陛下ニ対シタルニアラス唯汎ク各国ニ対シテ述ヘタルコトナル旨申立ルト雖モ警察署ニ於テナシタル口供中私ハ皆サンヨリ弐銭ツツノ税ヲ取リ云々ト云ヘル問ニ自分ニ於テハ確カ覚エサルモ云々ト答ヘタリ其確ト覚エサルノ語ヲ以テ見レハ当夜監臨シタル警部補藤川玉英及巡査土居定晃外三名ノ聞取書ヲ以テ確実ノ証拠トナシ而シテ天子トハ外国ノ天子ヲ指示シタル旨弁護スト雖モ唯タ天子ト述ヘタルヲ以テ外国ノ天子ノミニ対セシモノト看認ルヲ得ス因テ右天子云々ノ語ハ我カ天皇陛下ニ対シ不敬ノ所為アルモノト認定シ刑法第百十七条ニ天皇三后皇太子ニ対シ不敬ノ所為アル者ハ三月以上五年以下ノ重禁錮ニ処シ二十円以上二百円以下ノ罰金ヲ附加ストアルニ依リ重禁錮三月ニ処シ罰金弐拾円ヲ附加シ仍ホ同第百二十条ニ照シ監視六月ヲ命ス

但同ク公訴ニ係ル集会条例違犯ノ件ハ当夜相当官吏ノ聞取書及ヒ証人トシテ呼出シタル警部補藤川玉英ノ陳述ニ依レハ果シテ違犯セシモノト看認ムト雖モ素ヨリ政治ニ関スル事項ヲ講談論議スル念慮ニ在テ独リ名ヲ講釈ニ托シ政談ヲナシタルモノト看認ルヲ得ス然ル上ハ集会条例ニ触レサルヲ以テ刑法第二条ニ依リ無罪ヲ言渡ス

明治十五年一月七日

高知軽罪裁判所於て

判事　金沢政安
書記　川村邦茂

宣告

高知県士族土佐国土佐郡大川筋遊芸稼

坂崎斌

明治十五年二月
二十八年九月

右斌カ被告事件ニ付明治十五年二月七日高知軽罪裁判所ニ於テ被告ハ明治十五年一月廿二日夜玉水新地芝居小屋ニ於テ至尊ニ奉対シ不敬ノ演説ヲ為シタル者ト認定シ刑法第百十七条同第百二十条

ニ照シ重禁錮三月罰金二十円監視六月ノ刑ヲ言渡シタル裁判ニ対シ坂崎斌ハ上告ヲ為タリ因テ大審院ニ於テ専任判事報告書ノ朗読及ヒ立会検事ノ意見ヲ聴キ之ヲ審判スル左ノ如シ

被告ニ於テ原裁判ハ擬律錯誤アルト冒頭ニ挙示シ以テ上告ヲ為スト雖モ其論告スル処ノ趣旨ハ採証法及ヒ事実判定ヲ非難シ到底無罪ノ者ニ有罪ナリト判定セラレタルハ不服ナリト云フニ過キサルナリソノ犯罪ノ証憑ヲ取捨採択スルハ治罪法第百四十六条第二項ニ掲ケテ以テ承審官ノ判定ニ専任シアリテ其採択スル所ノ証憑等ニ由リ犯罪ノ事実ヲ認定スルモ亦承審官ノ特権ニシテ其判定ニ就キテハ他ヨリ之ヲ動カス可カラサルハ治罪法ノ原則ナリ而テ其判定セシ事実ニ於テハ刑法第百十七条同第百二十条ヲ適用シタルハ至当ノ裁判ニシテ毫モ瑕瑾アルコトナシ故ニ上告ヲ為スノ理由之ナキモノトス因テ治罪法第四百二十七条ニ照シ該上告ハ棄却スルモノ也

明治十六年三月十六日

大審院ニ於テ検事池上三郎立会宣告ス

裁判長　判事　石井忠恭
専任　判事　土師経典
判事　大塚正男
判事　山根秀介
判事　高木　勤
書記　陰山秀司

後記　本事件関係の裁判文書の調査には、高知地方検察庁庶務課長尾崎利正氏の御援助をうけた。ここに記してその学恩を謝す。

○　大庭成章事件

明治十五年三月十一日、伊賀の比曽河内村において、大庭成章が「腕力貴ヲ可シ」と題して行つた演説が不敬罪に問われた事件である。問題になつた演説の内容は、判決文によると「御前サン方ヵ祖先ト貴ヲ処ノ神武天皇ト謂フハ日本近カキニアル異国人ニテ腕力ノ最モ強キモノナリ其人日本ノアルヲ知リ日本ニ来テ強キ腕力ヲ以テ日本ノ腰抜ケ人ヲ圧倒シテ日本ヲ奪フタル則大盗賊ダ其盗賊ノ神武天皇ノ末流タル今ノ今上天皇陛下ヲ始メ太政大臣参議モ大盗賊ダ」[1]（後掲第一審判決書参照）と述べた点である。この事件は、いち早く京都新報（月日不詳）が報道したようであり、それにもとづき十五年三月二十九日・東京日日新聞が事件前後の状況をかなり詳しく次のように述べている。[2][3]

かねて西京にて過激党とかの聞ありし大庭成章、岡正綱の両人が、本月十一日のことなりとか、伊賀上野にて政談演説会を開きしに、大庭氏は先演談（まま）に登りて聴衆に向ひ余往々に我祖宗と尊崇せる神武帝の愬像又は画像を視るに、いづれも唐冠唐裳を着せり。此に由てこれを視れば、彼神武帝は其元唐土より渡航し来たり、我日本国の釁に乗じて遂にこれを掠奪し、武力を頼んで以て我日本人種を征服し、擅まゝに帝位に登りて統を万世に垂れ、一統聯綿帝王の位を専にするの基を開きしものにして、言はゞ我日本の大盗賊なり。故を以て其子孫は則ち国賊の末裔にして、現に今上

皇帝の如きも均しく我国の賊といふべし。又これに甘心従属せる大臣参議以下各官奴輩の如きも亦是均しく国賊なり。今此場所に監臨せる警吏の如きも亦盗賊の隷属なり云々といふにそ、監臨警部は直ちに起つて中止を命じ解散せよと呼はらるゝに、大庭氏は警吏に対ひ忽ち色を作して言葉をあらゝげ、別段解散を命ぜられずとも、余が演説は素よりこれまてなればお差図にはおよぶまじ。左は去りながら只今特に中止解散を命ぜられしは、定めて不可と見認められたる主旨あつて然るならん。一応詳に其主旨を承らんと尋ねしかば、警吏は更に他事も無く明日申聞かすべければ、今宵はこのまま退散なし翌日あらためて警察署へ出頭せよと言放ち、其夜は直に帰られけり。扨其翌朝におよびて自分よりの出頭を俟たず、警察署より召喚状を下付されしに依り、直ちに出頭せしところ吟味の筋のあればとて其儘拘留せられ、終に軽罪裁判所へ廻されて段々審糺ありし後ち、皇室に対し不敬の廉ありとて重禁錮四年罰金百円の刑に処せられ、尚一年六ヶ月の監視に附する旨を申渡されしが、大庭氏は鉄面皮にも憚かる色もなく、斯処刑を受けたるからは寧ろ我が学事勉励の暇を得たるなり。実に此上なき愉快なりと喋々しつつ甘じて服罪せしよし、京都新報に見ゆ。暴慢無礼国家の安寧を害し毒を社会に流すうへをしも、民権自由を重んずるの士と称すべき歟。

この記事では、判決日を明示していないが、上野治安裁判所における(後掲第一審判決書参照)それは、十五年三月十五日である。刑法第一一七条違反の不敬罪は軽罪事件であるから、その裁判管轄は軽罪裁判所である(治罪法第五四条)[4]。しかし、当時、軽罪裁判所を開くべき始審裁判所の数は充分でなく[5]、それがため交通不便の土地から犯人を送致する手数を考慮し、始審裁判所よりは数多く設けられていた治安裁判所[6]においても軽罪事件を取扱う臨時措置か、治罪法の施行(明治十五年一月一日)に先立つて採られていた。次の通りである[7]。

明治十四年十月六日・太政官布告第五十四号

刑法治罪法実施ノ儀布告候ニ付テハ当分ノ内軽罪ニシテ検察官ニ於テ予審ヲ要セスト見込ムモノニ限リ始審裁判所々在ノ地ヲ除クノ外治安裁判所ニ於テ軽罪裁判所ヲ開キ其裁判ヲ為スコトヲ得ヘシ此旨布告候事

但本文ノ場合ニ於テ訟廷内治罪ノ手続ハ便宜可取計且其手続上ニ付テハ上訴ヲ許サス

明治十四年十二月九日・司法省丁第二十七号達

本年五十四号公布ニ依リ治安裁判所ニ於テ軽罪裁判所ヲ開クトキハ其管轄軽罪裁判所ノ名称ヲ用ヒ其印ヲ捺シ某治安裁判所ニ於テスルコトヲ附記スヘシ左ニ雛形相添ヘ此旨相達候事

書式雛形

於八王子治安裁判所

横浜軽罪裁判所

横浜軽罪裁判所

明治十四年十二月二十八日・太政官布告第七十一号

治安裁判所ニ於テ軽罪裁判所ヲ開ク時ハ当分ノ内其所在ノ地警部ヲシテ検事ノ職ヲ代理セシム[8]

すなわち、検察官が予審を必要とせずと判断した軽罪事件については、始審裁判所が設けられていない土地の治安裁判所が、本来その事件を管轄すべき軽罪裁判所の名において審理し、且つ検察官の職は警部が代行することをみとめたものである。大庭事件の裁判が、上野治安裁判所において安濃津軽罪裁判所の名で行われ、そして検察官が堀警部[9]であつたのは、そうした臨時措置によるものである。検察官は事件を現行犯として取扱い、予審の省略は当然と考えたのであろう（治罪法第二〇九条）。そして事件発生後のわずか三日後の三月十四日に公判を開き、翌十五日に判決の言渡を行つたのである。

大庭は、前掲東京日日の記事によると「西京にて過激党とかの聞ありし云々」とあるが、判決書の住所は、東京の日本橋区となつている。この人につき、私は全く知るところがない。大方の御教示を乞う次第である。

なお、大庭は前掲新聞記事にもあるごとく第一審判決に服し、上告はしていない。[12]

（1）熊本で発行されていた紫溟雑誌第五号（明治十五年四月十一日）に、次の記事がある（二〇頁）。

伊予ノ自由家大庭成章ト云ヘル賊徒カ神武帝ハ其元唐土ヨリ渡海シ来リ我日本国ノ隙ニ乗シ武力ヲ頼テ日本人種ヲ征服シタルナレハ我日本ノ大盗賊ナリ。今上皇帝ノ如キモ則チ国賊ノ末裔ナリ云々ト暴悪ノ言ヲ長々ト吐キ出シ而シテ又今此場ニ監臨スル警吏ノ如キモ亦盗賊ノ奴隷ナリ云々ト述フルヤ否直クニ監臨警部ヨリ中止解散ヲ命シ遂ニ裁判所ニ於テ審糺ノ末皇室ニ対シ不敬ノ罪アリトシ重禁錮四年罰金百円監視一ケ年六月ノ刑ニ処セラレタリ

これは明らかに大庭事件の報道であるが、「伊予ノ自由家大庭」とあり、また場所が明示されていないので、あたかも熊本での事件のような印象をあたえる。「伊賀デ自由家大庭云々」と書くべきを「伊予ノ自由家大庭云々」と誤記したので、結果的には大きな誤報となつたのである。

これと関連するものに、「佐々木高行日記」明治十五年五月三日の条に所載の次の今橋厳書簡がある（家永・前掲共和主義の伝統・思想昭和三十三年八月号・一〇頁および松尾章一「自由民権思想の研究」・昭和四十年・一五一頁等より引用）

昨夜佐々木猛尋ネ呉レ申候処一両日以前同氏ノ同志熊本ヨリ帰候趣該地ニ於テハ漸進急進ノ睨ギ甚ダシク互ニ短刀ヲ懐中シテ往来致シ候程ノ事ノ由ニ御座候過日急進家ノ面々演説ノ刻蕎麦ト言フモノハ三ツノ角アリ最初ハ食物ニナラズ之ヲ石臼ニテ砕キ潰シタレバ始メテ白粉トナリ人間ノ食物トナリ滋養物トナル也三角ヲ砕クニ非レバ人間ノ食物トナル事ナシ三角ハ則チ帝ト同ジ之ヲ砕クニ非レバ自由権利ヲ伸ル事能フマジ云々将神武天皇ハ支那ヨリ渡リ来テ日本国ヲ盗ミタル者ナリ云々右等ノ如キ演説ヲ致シ候者有之即坐ニテ警察官拘引当今取調ベ中ノ由ニ候也

これは、熊本県下の天皇制批判論の演説を示すものとして、これまで諸先学により注目されている史料である（家永・前掲論文・一〇頁、松尾・前掲書・一五一頁、水野公寿「相愛社の展開過程」・近代熊本第六号・昭和三十九年・一二頁）。しかし、この書簡と、前述の紫溟雑誌の誤報記事とを照合すると、右書簡の末尾の「神武天皇云々」の個所は、大庭事件を熊本における出来事として述べたものと考えることもでき

る。「三角云々」の一件については、他に史料がみあたらないが、そうした演説が実際に行われたとすれば、当然警察によつて摘発されたと思われるにも拘らず、現在のところ、当時の熊本で不敬罪事件が発生した形跡をみいだしえない。なお、後考に待ちたい。紫溟雑誌の記事は、熊本県警本部警察史編集係浜田久夫氏の御教示による。その学恩を謝す。

(2) これよりも、簡単に事件を報道したものに、十五年三月二十九日・朝野新聞、郵便報知新聞の記事がある。

(3) 家永三郎教授は、この東京日日の記事の大部分を引用し、共和思想の存在を示す一史料としておられる（家永・前掲論文・思想昭和三十三年八号・九頁――一〇頁）。しかし、それが不敬罪事件であつたことは、明示しておられない。

(4) 治罪法第五四条第一項　始審裁判所ハ軽罪裁判所トシテ其管轄地内ニ於テ犯シタル軽罪ヲ裁判ス

(5)(6) 明治十五年一月現在、全国の始審裁判所は九〇、治安裁判所は一八〇である（「司法沿革誌」・昭和十四年・五七頁以下参照）。元来、治安裁判所は違警罪を管轄する裁判所である（治罪法第四九条）。

(7) 前掲治罪法訓令類集・一九七頁――一九八頁、二一七頁。

(8) 治安裁判所には、検事、検事補は配置されていない。

(9) 判決文には検察官の氏名が明記されていないが、津地方裁判所上野支部保管の「訴訟帳簿」（明治十五年一月――十二月）によると、大庭事件について「検察官、堀警部」とある。「堀警部」は「堀万興」（明治十五年五月「改正官員録」・二五四枚表）で、上野警察署長であつたと思われる。

(10) 本稿・森田事件の註15・本誌七七頁参照。

(11) 前掲訴訟帳簿による。

(12) 第一審判決に対し上告があつた場合は、第一審判決書に大審院判決書謄本を添付して保管されるのが通例である。現在、津地方検察庁上野支部に保管されている大庭事件の判決書には、そうした添付がないことからみて、この事件が上告されなかつたことは確実と思われる。

前註　この判決書は、津地方検察庁上野支部保管の判決正本による。

裁判言渡書

東京府日本橋区浜町壱丁目二番地士族　大庭成章

右被告人ニ対シ三重県警部補柏田諫見ヨリ公訴ニ及ヒタル政談演説開会ノ節腕力貴フ可シト題セル其演説中今上天皇陛下ニ対シ不敬ノ言語ヲ発シタル事件審理判決スルコト左ノ如シ

被告成章ニ於テハ明治十五年三月十一日夜伊賀国阿拝郡比曽河内村ニテ会主兼弁士京都府士族岡正綱ト倶ニ右比曽河内村平民川口弥平次持家ニ於テ政談演説会ヲ開ラキ其節腕力貴フ可シト題セル一題ノ其演説中ニ公衆ニ向イ御前サン方カ祖先ト貴フ処ノ神武天皇ト謂フハ日本近カキニアル異国人ニテ腕力ノ最モ強キモノナリ其人日本ノアルヲ知リ日本ニ来テ強キ腕力ヲ以テ日本ノ腰抜ケ人ヲ圧倒シテ日本ヲ奪フタル則大盗賊ダ其盗賊ノ神武天皇ノ末流タル今ノ今上天皇陛下ヲ始メ太政大臣参議モ大盗賊ダ其下ニ遣ハル、帽ヲ冠リ棒ヲ携ヘ腰ニ「ガチヤ」「ガチヤ」スルモノヲ附テ居ル

奴ハ皆小盗賊タト演タルハ理ヲ推セハ同様ニナルコトナリト供出スルト雖モ天皇陛下ニ対シ大盗賊ダト不敬ノ言語ヲ発スルハ不敬ノ所為ヲナシタルモノト確認ス

刑法第百十七条ニ曰　天皇三后皇太子（ママ）ニ対シ不敬ノ所為アル者ハ三月以上五年以下ノ重禁錮ニ処シ二十円以上二百円以下ノ罰金ヲ附加ストアリ

刑法第百二十条ニ曰　此章ニ記載シタル罪ヲ犯シ軽罪ノ刑ニ処スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ストアリ

右ノ理由ナルニ依リ検察官ノ意見ヲ聴キ刑法第百十七条及ヒ第百二十条等ノ法律ニ照シ重禁錮四年ニ処シ罰金百円ヲ附加シ監視一年六月ニ付スルモノナリ

於上野治安裁判所

安濃津軽罪裁判所

明治十五年三月十五日

判事補　新田義敏

書　記　大井武美

後記　本事件関係の裁判文書の調査には、三重県警部下条繁氏（現在松阪署勤務）の御援助をうけた。ここに記してその学恩を謝す。